

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
鳥日は、
がと
當日
に當
る翌
日)

教育委員会規則

鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則

◇教委規則 鳥取県スポーツセンターの管理運営に関する規則（体育保健課）

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則（総務課）

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（高等学校課）

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部

を改正する規則（〃）

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する

規則（生涯学習課）
鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則（小中学校課）

◇教訓令 鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程及び鳥取県教育委員

会事務部局職員勤務評定規程を廃止する訓令（総務課）

◇教委告示 勤務評定書及び勤務評定報告書の廃止（〃）

第一条 この規則は、鳥取県スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（目的）

第二条 スポーツセンターにおいては、次に掲げる事務を行う。
一 スポーツに係る調査研究に関する事務。
二 スポーツに係る指導及び助言に関する事務。
三 スポーツ関係職員その他関係者の研修に関する事務。
四 スポーツ指導者の養成に関する事務。
五 スポーツに係る情報の提供に関する事務。
六 スポーツに係る相談に関する事務。
七 鳥取県立布勢総合運動公園の管理及び運営に関する事務。
八 その他スポーツの振興を図るために必要な事務。

（内部組織及び分掌事務）
第三条 スポーツセンターに、生涯スポーツ係及び競技スポーツ係を置く。

2 係の分掌事務は、所長が定める。

3 所長は、係の分掌事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(職制)

第四条 スポーツセンターに所長を、係に係長を置く。

2 所長の職務を補佐し、及び所長に事故がある場合はその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、スポーツセンターに次長を置くことができる。

(職員の種類及び職)

第五条 スポーツセンターの職員(臨時の任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。

2 スポーツセンターの職員の職は、所長、次長、係長、主任、指導主事及び主事とする。

(職員の分担事務)

第六条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(委任)

第七条 この規則に定めるものほか、スポーツセンターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

石

微

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のよう改訂する。

第二条の表小中学校課の項中「心身障害児教育係」を「障害児教育係」に改め、同表体育保健課の項中「学校体育係、社会体育係、競技スポーツ係」を「体育係」に改める。

第三条体育保健課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、

同項に次の一号を加える。

十一 鳥取県スポーツセンターに関する事。

第三条福利課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関する事。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

石

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一

部を次のように改正する。

第一条第一号中「正しく、かつ、身体が強健である」を「正しい」に改める。

第三条の表中「三万五千円」を「三万八千円」に、「四万四千円」を「四万七千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 平成七年四月一日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る奨学資金の額については、この規則による改正後の鳥取県教育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する

規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千円」を「一万円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

2 平成七年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者（同日以後に転学、編入学等によりこれらの人と同一の学年又は年次に在学することとなつた者を含む。）に係る修学奨励金の額については、この規則による改正後の鳥取県高

等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則（昭和五十四年十二月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「研修係」の下に「、県民カレッジ係」を加える。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

鳥取県教育委員会規則第六号

平成7年3月28日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

鳥取県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程及び鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

鳥取県教育委員会告示第七号

昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号（勤務評定書及び勤務評定報告書について）は、平成七年三月三十一日限り廃止する。

教育委員会告示

この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程及び鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程を廃止する訓令

（鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程の廃止）

第一条 鳥取県立学校職員の勤務成績の評定に関する規程（昭和三十三年五月鳥取県教育委員会訓令第一号）は、廃止する。

（鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の廃止）

第二条 鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）は、廃止する。

附 則